

高額療養費制度 70歳から74歳の方

所得区分		自己負担	ひと月の上限額		外来の上限額	食事代	年間上限額
現役並み	Ⅲ 課税所得 690万以上	3割	270,300円+(医療費-901,000円)×1% 【多数該当:140,100円】		1食 550円		1,680,000円
	Ⅱ 課税所得 380万以上		179,100円+(医療費-597,000円)×1% 【多数該当:93,000円】				1,110,000円
	Ⅰ 課税所得 145万以上		85,800円+(医療費-286,000円)×1% 【多数該当:44,400円】				530,000円
一般		2割	61,500円 【多数該当:44,400円】	22,000円 【年間上限額 216,000円】			530,000円
住民税 非課税等	Ⅱ 住民税 非課税世帯	2割	25,700円	11,000円 【年間上限額 96,000円】	1食 270円		290,000円
	Ⅰ 年金収入 80万円以下		15,700円	8,000円	1食 130円		180,000円

※衣類リース代、オムツ代、室料等は医療費に含まれませんので、高額療養費の対象外です。

【合 算】… 同じ健康保険に加入しているご家族の自己負担額と複数の医療機関に受診した場合など同月内のすべての自己負担額を合算することができます。合算した額が自己負担限度額を超えた場合は、その超えた金額が高額療養費として支給されます。

【多数該当】…過去12ヶ月以内に3回以上、上限に達した場合4回目からひと月の上限額が下がります。上限額引き下げの適用を希望される方は外来計算窓口でお申し出ください。

【申請窓口】 保険者（資格確認書に記載されています）

マイナ保険証・オンライン資格確認

当院では、限度額適用認定証を取得・提示しなくても、マイナ保険証の提示またはお申し出によりオンライン資格確認による限度額登録が可能です。病院の窓口で負担する金額がひと月の上限額までで済むようになります。ただし、利用する同一月に申請する必要があります。

医療機関（病院、薬局等）によって対応が異なりますので、直接ご確認ください。

【必要書類など】

マイナ保険証または資格確認書

限度額適用認定証

マイナ保険証・オンライン資格確認を利用しない場合は、限度額適用認定証を取得・提示することで、病院の窓口で負担する金額がひと月の上限額までで済むようになります。ただし、利用する同一月に申請する必要があります。

必要な書類等は、加入されている健康保険に直接ご確認ください。

償還払い

医療費をお支払い頂いた後に、自己負担限度額を超えた額が保険者から払い戻されます。高額療養費として払い戻されるのは、通常、診療を受けた月からおよそ3ヶ月後になります。加入されている保険によっては申請しなくても保険者が通知されるものもあります。基本的にはそれぞれの窓口で申請を行ってください。（時効は2年）

※ 医療機関の窓口でひと月の上限額が適用できなかった場合や、年間上限額の支給対象となった場合は、償還払いの申請が必要です。

【必要書類など】

申請書、領収証（月ごと）、印鑑、マイナ保険証または資格確認書、銀行口座番号がわかるもの

※市町村民税が非課税の方は、非課税証明書も必要です